（都市公園法の一部改正）

第二百八十五条　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「ついて」の下に「の審査請求の裁決に」を加え、「審査請求」を「再審査請求」に改め、後段を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「基づき」の下に「都道府県、市町村その他の公共団体である」を加え、「第一項各号」を「前項各号」に改め、「者は」の下に「、当該処分をした他の工作物の管理者である公共団体の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は」を加え、「審査請求」を「再審査請求」に改め、後段を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　第五条の二第一項の規定による協議に基づき国の機関である他の工作物の管理者が公園管理者に代わってした第一項各号に掲げる処分又は第十二条第一項の規定による許可を与え、若しくは与えない処分に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができる。

第三十四条第四項を削る。

（海岸法の一部改正）

第二百八十六条　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法第十八条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十二条」に、「処分庁」を「処分をした行政庁」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

（高速自動車国道法の一部改正）

第二百八十七条　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「基づき」の下に「都道府県、市町村その他の公共団体である」を、「者は」の下に「、当該処分をした他の工作物の管理者である公共団体の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は」を加え、「審査請求」を「再審査請求」に改め、後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2　第八条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者である主務大臣又はその地方支分部局の長が国土交通大臣に代わってした処分に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができる。

（地すべり等防止法の一部改正）

第二百八十八条　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法第十八条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十二条」に、「処分庁」を「処分をした行政庁」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

（下水道法の一部改正）

第二百八十九条　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条」を「第四十三条」に、「第四十五条」を「第四十四条」に改める。

第四十三条を削り、第四十四条を第四十三条とする。

第五章中第四十五条を第四十四条とし、第四十六条を第四十五条とする。

第四十六条の二第二項中「禁錮」を「禁錮（こ）」に改め、同条を第四十六条とする。

第五十条中「第四十六条」を「第四十五条」に改める。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律等の一部改正）

第二百九十条　次に掲げる法律の規定中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削る。

一　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第三十条

二　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第三十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第三十四条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第三十条

三　近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）第四十条

（住宅地区改良法の一部改正）

第二百九十一条　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の見出しを「（再審査請求）」に改め、同条第一項中「処分に」を「処分についての審査請求の裁決に」に、「審査請求」を「再審査請求」に改め、後段を削り、同条第二項を削る。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正）

第二百九十二条　公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の二第一項中「から行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第七条の規定による異議申立て」を「の申立て」に改め、「、同法第五十条第二項の規定にかかわらず」を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「異議申立て」を「同項の規定による申立て」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による申立ては、国土交通省令で定める様式に従い、書面でしなければならない。

第三十八条の二に次の一項を加える。

6　起業者は、第一項の規定による申立てをしたときは、第二十条第一項の規定による申立てに係る不作為についての審査請求をすることができない。

第三十八条の五第三項中「第三十八条の二第四項」を「第三十八条の二第五項」に改める。

第四十二条の見出し及び同条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、後段を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　国土交通大臣は、特定公共事業の認定又は代行裁決に関する審査請求に対する裁決で、当該認定又は当該代行裁決の全部若しくは一部を取り消し、又はこれらを変更しようとするときは、社会資本整備審議会の議を経なければならない。

（共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第二百九十三条　共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「者は」を「者は、当該都道府県の知事又は当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は」に、「この項」を「この条」に、「審査請求」を「再審査請求」に改め、後段を削り、同条第二項を削る。

（河川法の一部改正）

第二百九十四条　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「基づき」の下に「都道府県、市町村その他の公共団体である」を、「者は」の下に「当該公共団体の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、都道府県である」を加え、「国若しくは国の機関又は都道府県であるとき」を「した処分について」に、「者であるとき」を「者がした処分について」に、「審査請求」を「再審査請求」に改め、後段を削り、同条第四項中「行政不服審査法第十八条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十二条」に、「処分庁」を「処分をした行政庁」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第十七条第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者である国又は国の機関が河川管理者に代わってした処分に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができる。